

# 食品安全委員会第 281 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 4 月 9 日（木） 14:00 ～14:41

2. 場所 委員会大会議室

## 3. 議事

(1) 添加物専門調査会における審議状況について

- ・「6-メチルキノリン」に関する意見・情報の募集について

(2) 農薬専門調査会及び添加物専門調査会における審議状況について

- ・「フルジオキシニル」に関する意見・情報の募集について

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

- ・「GGI 株を利用して生産された L-グルタミン」に関する意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

- ・農薬「アジメスルフロン」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「鶏伝染性気管支炎ワクチン（4-91 株）（ノビリス IB4-91）の再審査」に係る食品健康影響評価について

(5) 食品安全モニターからの報告（平成 21 年 2 月分）について

(6) その他

## 4. 出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勧告広報課長、  
酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

## 5. 配布資料

資料 1 添加物専門調査会における審議状況について〈6-メチルキノリン〉

- 資料 2 農薬専門調査会及び添加物専門調査会における審議状況について〈フルジオキシニル〉
- 資料 3 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について〈GGI株を利用して生産されたL-グルタミン〉
- 資料 4-1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈アジムスルフロン〉
- 資料 4-2 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈鶏伝染性気管支炎生ワクチン（4-91株）（ノビリスIB4-91）の再審査
- 資料 5 食品安全モニターからの報告（平成21年2月分）について

## 6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から食品安全委員会 281 回会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

それでは、お手元にごさいます「食品安全委員会（第281回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は6点ございます。

資料1「添加物専門調査会における審議状況について〈6-メチルキノリン〉」。

資料2「農薬専門調査会及び添加物専門調査会における審議状況について〈フルジオキシニル〉」。

資料3「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について〈GGI株を利用して生産されたL-グルタミン〉」。

資料4-1「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈アジムスルフロン〉」。

資料4-2「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈鶏伝染性気管支炎生ワクチン（4-91株）（ノビリスIB4-91）の再審査〉」。

資料5「食品安全モニターからの報告（平成21年2月分）について」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

(1) 添加物専門調査会における審議状況について
--------------------------

◆見上委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、「（１）添加物専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料１に基づいて御説明いたします。「６－メチルキノリン」の評価書（案）でございます。

評価書（案）の４ページの「Ⅰ．評価対象品目の概要」のうち「６．評価要請の経緯」を御覧いただきたいと思います。

６－メチルキノリンは、ウイスキーに含まれる成分であるということで、欧米では焼菓子など様々な加工食品に、風味の向上の目的などで添加されているものでございます。

この６－メチルキノリンにつきましては、厚生労働省の方で、いわゆる国際汎用添加物としておりまして、そのうちの香料の指定ということで、今回評価の要請がまいったものでございます。

香料につきましては、これまでの香料と同様に、「国際的に汎用されている香料の安全性評価の方法について」に基づきまして、資料の整理が行われております。

「安全性に係る知見の概要」につきましては、５ページ以降に記載がされております。

「反復投与毒性試験」につきましては、ラットを用いまして、90日間反復投与毒性試験が実施されております。結果といたしましては、被験物質投与に関連する変化は認められなかったということとなっております。

「発がん性試験」も実施されております。ラットを用いました混餌投与によります104週間の発がん性試験が実施されております。結果といたしましては、被験物質投与に関連する毒性の発生は認められていないということでございます。

「遺伝毒性試験」につきましても、幾つかの試験が実施されております。それぞれの試験の概要につきましては、５ページに記載があるとおりでございます。細菌を用いました復帰突然変異試験におきまして、代謝活性化系存在下で陽性の結果が得られているということでございますが、ラットの初代培養肝細胞を用いましたUDS試験では陰性であったということでございます。

また、ほ乳類培養細胞を用いました染色体異常試験におきましても、代謝活性化系存在下で陽性の結果が得られているということでございますが、高用量まで試験されたマウスのin vivo骨髄小核試験では陰性であったという結果でございます。

専門調査会の判断といたしましては、6 ページの中段辺りに記載がされております。これらの遺伝毒性試験の結果と、発がん性試験におきまして、被験物質投与に関連する腫瘍の発生は認められていないということも勘案すると、本物質には、少なくとも香料として用いられる低用量域では、生体にとって特段の問題となる遺伝毒性はないものと考えられたということとなっております。

また、香料としての「摂取量の推定」もなされておきまして、我が国におきましては欧米と同様に推定摂取量はおよそ 0.01 から 4  $\mu\text{g}$  の範囲になると推定されるとされております。

先ほどの 90 日間反復投与毒性試験の結果、得られた NOAEL に基づきまして、安全マージンというものが算出をされております。結果は 28,000 から 11,000,000 倍ということでした。

7 ページにまいりますと、「7. 構造クラスに基づく評価」ということでございます。

9 ページにお示ししております JECFA の評価方法に基づきますと、この 6-メチルキノリンは構造クラスⅢに分類されるということでございます。

この構造クラスⅢというものでございますが、8 ページの「8. JECFA における評価」に記載がございますように、摂取許容値が 90  $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$  ということとされておりますが、今回のメチルキノリンにつきましては、推定摂取量が 0.01 から 4  $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$  ということと、基本的には安全性に問題はないであろうという判断となっております。

以上のような試験成績を基に、最終的な評価の結果につきましては、8 ページの「Ⅲ. 食品健康影響評価」に記載がございます。「6-メチルキノリンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」という結論となっております。

6-メチルキノリンの評価書(案)につきましては、本委員会終了後、5月8日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしく願いいたします。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることとい

たします。

## (2) 農薬専門調査会及び添加物専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(2) 農薬専門調査会及び添加物専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されております。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料2に基づいて御説明いたします。「フルジオキシニル」の評価書(案)でございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。「7. 開発及び評価要請の経緯」に記載がございますように、フルジオキシニルは、非浸透移行性の殺菌剤でございます。糸状菌の原形質膜に作用することにより物質の透過性に影響を及ぼし、アミノ酸やグルコースの細胞内取り込みを阻害して、抗菌作用を示すことが示唆されているものでございます。日本におきましては、1996年に農薬登録をされておりまして、水稻あるいは野菜類の消毒等に用いられているということでございます。

一方で、このものでございますが、防かび剤としての使用ということもございまして、収穫後の農作物に使用されることが見込まれるということで、今回、厚生労働省の方から、この添加物指定に係る食品健康影響評価についても併せて要請がされているものでございます。

3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、まず2007年6月に、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。これは基本法24条2項に基づく評価要請でございます。

引き続きまして、2008年11月に、厚生労働大臣より添加物の指定に係る食品健康影響評価について要請がございました。ここに記載のとおり、農薬専門調査会におきまして4回、添加物専門調査会におきまして3回御審議をいただきまして、両専門調査会の評価書(案)として本委員会に提出をされているところでございます。

「II. 安全性に係る試験の概要」につきましては、8ページ以降にまとめられております。今回の評価書(案)につきましては、農薬抄録、JMPR、米国、豪州、カナダの評価書(案)を参考にいたしまして、毒性に関する主な科学的知見を整理したものでございます。

まず、「1. 動物体内運命試験」でございますが、ラットを用いて検討されております。

「表1」に記載のとおり、本農薬につきましては、吸収は比較的速やかに行われるというところでございまして、吸収率につきましては24時間後で約60%、48時間後で約77%とされているところでございます。吸収されますと、肝臓、腎臓、血漿、肺に比較的高く分布をするということでございます。また、代謝物の同定・定量の結果、主要代謝経路は、ピロール環の2位の酸化及び抱合、ピロール環の5位の酸化及び抱合、フェニル環の水酸化及び抱合と推定されているところでございます。

排泄につきましては、10ページの「表3」を御覧いただきたいと思っております。胆汁中に約7割程度排泄されるということでございまして、胆汁中排泄というものが主要な代謝経路となっております。

12ページに「2. 植物体内運命試験」の成績がまとめられております。稲、小麦、ぶどう、トマト、たまねぎ、ももにつきましては、体内運命試験が実施されているところでございます。

植物への残留性でございますが、19ページにまいりますと、「作物残留試験」の結果がまとめられております。農薬として使用される場合で最大の残留値というのは、ニラで認められた4.92 mg/kgになったということでございます。また、添加物として用いられる場合につきましては、キウイフルーツで認められた13.9 mg/kgとなっております。

毒性試験の成績につきましては、20ページ以降にまとめられております。

21ページには、「急性毒性試験」の結果がまとめられております。基本的には急性毒性につきましては、弱い化合物と言えらると思っております。

22ページ以降には、「亜急性毒性試験」、「反復投与毒性試験」の成績がまとめられております。

23ページの「表15」には、ラットを用いた90日間亜急性毒性試験の成績がまとめられておりますし、24ページにまいりますと、「表16」ではマウスを用いた亜急性毒性試験の成績、「表17」ではイヌを用いた亜急性毒性試験の成績がまとめられておりますが、本農薬の特徴といたしましては、肝臓、腎臓、高用量になりますと血液の方に影響が出てくる結果となっております。

25ページにまいりますと、ラットあるいはマウスを用いた「発がん性試験」の成績がまとめられておりますが、いずれの試験におきましても発がん性は認められなかったという結果でございます。

27ページ以降に、「生殖発生毒性試験」の成績がまとめられておりますけれども、繁殖

能に対する影響、あるいは催奇形性は認められなかったという成績でございます。

「遺伝毒性試験」の成績につきまして、29 ページの「表 21」あるいは 30 ページの「表 22」にまとめられているところでございます。一部陽性の結果が出てございますけれども、29 ページの評価結果のところに記載がございましたように、全体として見ますと、フルジオキシニルにつきましては、生体にとって大きな問題となる遺伝毒性はないものと考えられると結論をされているところでございます。

このフルジオキシニルでございますけれども、殺菌剤ということございまして、専門調査会における審議の過程で、薬剤耐性の議論がございました。この点につきまして評価をされている結果が 31 ページの「耐性菌の選択」という項目にまとめられているところでございます。

まず「(1) 真菌以外の微生物(細菌等)に対する作用について」でございます。フルジオキシニルにつきましては、細菌に対する抗細菌活性は非常に低いとされているということ。フルジオキシニルが腸内細菌叢に影響を与えたことを示唆する消化管粘膜上皮細胞の炎症等の症状は認められなかったといったようなことから、本剤の投与によりまして、耐性菌が選択され、保健衛生上の危害を生じるおそれはないだろうという判断となっております。

「(2) 真菌に対する作用について」は、継続的に本剤を摂取することによりまして、体内の真菌が耐性を獲得し、保健衛生上の危害を生じるか否かについて検討されているところでございます。

理論的に最大一日摂取量を毎日摂取した場合を想定いたしましても、C<sub>max</sub>-MIC は一般に抗真菌治療の目安とされるオーダーを大幅に下回ると推定されること。本剤の抗真菌作用の主たる機序は、制御するタンパク質のリン酸化に関与するキナーゼの阻害と考えられるということで、既存の深在性真菌症の治療に用いられる医薬品の作用機序には見られないものであるということ。

さらに、耐性のある真菌が選択されたとしても、複数の異なる作用機序をもつ医薬品は利用可能であり、実際の医療上の問題を引き起こすことは考えにくいといったようなことから、本剤によりまして、保健衛生上の危害を生じる可能性は想定しがたいという御評価となっております。

「(3) 耐性の伝達について」も、真菌において、細菌のように薬剤耐性遺伝子が特異的に伝達されることは報告されていないといったような御評価となっております。

以上のような試験成績を基にいたしまして、33 ページ以降に、「Ⅲ. 食品健康影響評価」

のまとめがされております。

最終的な結論は 34 ページの上段に記載がございますように、農薬専門調査会及び添加物専門調査会は、イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の無毒性量 33.1 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数 100 で除した 0.33mg/kg 体重/日を ADI と設定をするという結論となっております。

本評価書につきましては、本委員会終了後、5 月 8 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。どうぞ。

◆廣瀬委員 このフルジオキシニルですが、今、課長から説明がありましたように、既に農薬として農薬専門調査会で審議が終了している殺菌剤ですけれども、ポストハーベストで殺菌剤として使用される場合は食品添加物に分類されるということで、今回制度上、添加物専門調査会でも再度審議された剤ということです。

添加物専門調査会で審議された結果、添加物専門調査会では既に抗生物質のナタマイシンと抗菌性のペプチドであるナイシンについて、薬剤耐性菌に対する審議を行っているということもあわせて、同じく殺菌剤に分類されますフルジオキシニルにつきましても薬剤耐性菌について審議が行なわれ、この評価書の 31 から 32 ページにあるような評価がされました。

しかしながら、農薬専門調査会では今まで多数の殺菌剤について審議してまいりましたけれども、薬剤耐性菌については一度も審議をしておりません。このフルジオキシニルの場合、ヒトの推定の摂取量は後ろの方にも書いてありましたけれども、ADI の 8.6% と非常に微量ですので、経口的に摂取しても真菌を含めて耐性菌が生じるということは考えられませんし、また、抗菌性の農薬を農作物に散布した結果、耐性菌ができて、その耐性菌がヒトに感染して問題になったという例も知られておりません。

したがって、外の抗菌性の農薬についても同様に動物用医薬品や飼料添加物に使われる抗菌性の物質と違って、薬剤耐性菌について審議するという必要性はかなり低いのではないかと思います。

このフルジオキシニルの薬剤耐性菌の記載については、せっかく添加物専門調査会で貴重な審議を行っておりますので、このまま残しておけばいいと思うんですけども、先ほど申しましたように、農薬専門調査会では今まで多くの抗菌性農薬について審議を行ってまいりましたけれども、薬剤耐性菌の審議は行なっておりませんので、今後も薬剤耐性菌の審議を行っていかなくていいのか。あるいは行う必要があるのかについて、何らかの考えを示しておくべきではないかと思います。

もう1つですけれども、フルジオキシニルのように、同じ農薬でありながら用途の違いによって農薬専門調査会と添加物専門調査会で別々に審議されるということも評価の違いが起こってきたり、あるいは時間が掛かったりということで問題だと思いますので、一本化が可能であれば、そのような方向性についても一度検討をしておいた方がよいかと思います。

以上です。

◆見上委員長 御意見どうもありがとうございました。是非そういう方向で整理していただきたいと思いますが、外の委員はどうでしょうか。そういう考えでよろしいですか。どうぞ。

◆北條評価課長 今回の廣瀬先生の御提案を受けまして、関係する調査会といたしましては、農薬専門調査会と添加物専門調査会ということになりますし、薬剤耐性の問題につきましては、ワーキンググループを今、作っておりますので、検討しているところでもございますので、両調査会とワーキンググループの座長の先生方と廣瀬先生と御相談させていただきながら、ルール化も含めて検討させていただきたいと思います。

◆見上委員長 よろしくお願ひします。外に何かございますか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

### (3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 次の議事に移らせていただきます。

「（３）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されております。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 資料３に基づいて御説明いたします。「GGI株を利用して生産されたL-グルタミン」に係る食品健康影響評価の評価書（案）でございます。

３ページの「Ⅰ．評価対象添加物の概要」に記載がございますように、本添加物は、*Corynebacterium glutamicum* KY9002株由来の突然変異株を宿主といたしまして、L-グルタミンの生合成に関与する遺伝子の改変及び導入を行ったGGI株を用いて発酵生産されましたL-グルタミンでございます。

このものでございますが、「Ⅱ．食品健康影響評価」の１番に記載がございますように、高度に精製されておりまして、食品添加物公定書規格の含量規格を満たしているというものでございます。

さらに２番の最終製品についての確認事項の中に記載がございますように、有害性を示唆するような新たな非有効成分も含有していないと考えられるというものでございます。

このような高度精製品につきましては、従来もそうございましたけれども、基本的にはいわゆるガイドライン、安全性評価基準による改めての評価は必要ないということでございまして、このものにつきましても４ページの最後のところに記載がございますように、そのような判断となっているところでございます。

この評価書（案）につきましては、本委員会終了後、５月８日までの３０日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

（「はい」と声あり）

◆見上委員長 それでは、本件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

#### (4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

◆見上委員長 次の議事に移らせていただきます。

「(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

農薬1品目及び動物用医薬品1品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

まず、農薬1品目について、事務局から説明をお願いいたします。

◆北條評価課長 それでは、資料4-1に基づいて御説明をいたします。「アジムスルフロン」の評価書でございます。

3ページの「審議の経緯」にございますように、今回の評価の要請でございますが、基本法24条2項に基づく評価要請ございました。農薬専門調査会におきまして、この経緯に示すような審議を経まして、その評価書(案)につきまして、2月26日から3月27日まで、国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

結果は最後のページに記載がございますように、期間中に御意見や情報はございませんでした。

したがいまして、専門調査会の評価結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「アジムスルフロン」の一日摂取許容量を0.095 mg/kg体重/日と設定する。」ということによろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 続きまして、動物用医薬品1品目について、説明をお願いいたします。

◆北條評価課長 資料4-2に基づいて御説明をいたします。今回の評価要請の対象となったものでございますが、鶏伝染性気管支炎の予防を目的として開発をされました弱毒化

生ワクチンでございます。

2 ページの「審議の経緯」に記載がございますように、再審査に係る食品健康影響評価について要請がございまして、これとともに厚生労働大臣からは、残留基準の設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

このものにつきましても、評価書（案）につきまして、2月26日から3月27日まで、国民からの御意見・情報の募集を行いました。結果は最後のページに記載がございますように、期間中に御意見や情報はございませんでした。

したがって、このものにつきましても専門調査会の評価結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましても、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「本生物学的製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」ということによろしいですか。

（「はい」と声あり）

#### （5）食品安全モニターからの報告（平成21年2月分）について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「（5）食品安全モニターからの報告（平成21年2月分）について」、事務局から報告願ひます。

◆角田勸告広報課長 それでは、お手元の資料5に基づきまして、「食品安全モニターからの報告（平成21年2月分）について」、御報告いたします。

食品安全モニターから2月中に、32件の報告がありました。報告の具体的な内容については2ページを御覧いただきますと、「1. リスクコミュニケーション関係」については、9件報告されております。

「食品のリスクや食品安全委員会の活躍について、もっとPRしてください」という御意見や「報道機関とのリスクコミュニケーションなど、食品安全委員会からの継続的な働き

かけを期待します」という御意見などがありました。

これらに対しまして、「食品安全委員会では、食品の安全性や委員会の取組などについて、様々な媒体や機会を通じて、分かりやすい情報の提供に努めているところです」、「また、マスメディア関係者との定期的な懇談会を継続実施することなどを通じて、マスメディアの理解の増進や、透明性のある適切な相互協力関係の構築に努めてまいります」とコメントをしております。

3 ページでございますが、福岡で開催されたインタープリター型の育成講座に参加した感想や高知県での地域の指導者育成講座に参加した感想、4 ページでございますが、大分で開催された意見交換会のグループ討議に参加した感想や御意見などがありました。これらに対しまして、各講座の目的や主眼、今後の工夫などについてコメントしております。

5 ページ、「2. BSE 関係」については、1 件報告されており、「国民が理解できるような仔細な広報を期待します」という御意見がありました。これに対しまして、「食品安全委員会は、平成 17 年 12 月 8 日に評価結果を取りまとめました。評価書（案）が取りまとめられた段階から、国民からの意見・情報の募集や意見交換会の開催等、リスクコミュニケーションに努めるとともに、ホームページ、季刊誌等を通じて積極的に情報提供をしてまいりました」など、厚生労働省及び農林水産省の取組を含めコメントをしております。

「3. 農薬関係」については、1 件報告されており、「農薬の必要性について説明する必要がある」という御意見がありました。これに対しまして、「食品安全委員会では、農薬をテーマにした意見交換会や講師の派遣に積極的に取り組んでいます」、7 ページでございますが、「また、農薬の安全に関する DVD ソフトを作成するなど、情報提供にも努めているところです。なお、その外の DVD ソフトについても、ホームページから閲覧することができますし、無料で貸し出しもしておりますので、御活用いただければと考えております」とコメントをしております。

「4. 微生物・ウイルス関係」については、1 件報告されており「リステリアのように、日本では事例がない感染症や中毒症状について、もっと周知した方がいい」という御意見がありました。これに対しまして、「食品安全委員会では、ホームページにおいて、食中毒の予防に役立つ情報や食中毒菌の概要などをお知らせしています。リステリアについても、その概要などについて情報提供しているところです」とコメントをしております。

8 ページ、「5. 遺伝子組換え食品等関係」については、1 件報告されており、「多くの消費者は遺伝子組換えについて拒否反応が強い、説明し、理解を求めてはいかがであろうか」という御意見がありました。

これに対しまして、「食品安全委員会では、遺伝子組換え食品の食品健康影響評価を実施しており、その審議内容については、議事録等を公開しています。また、意見交換会を実施するほか、季刊誌やDVDソフトを作成するなど、情報提供に努めているところ」とコメントをしております。

9 ページ、「6. 食品衛生管理関係」については、6 件報告されております。「汚染米について」、10 ページでございますが、「中国における冷凍ギョウザ事件について」、また、「大腸菌群による離乳食事故と食品法規の不備について」、11 ページでございますが、「中国でのメラミンミルク事件について」、12 ページでございますが、「サルモネラ食中毒の防止のための流通過程での鶏卵の温度管理について」、また、「フグの食中毒の防止のための調理の取扱いについて」、御意見がありました。

これらに対しまして、冷凍ギョウザ事件に関して、昨年 11 月に設置された消費者安全情報総括官会議の取組を紹介するとともに、農林水産省や厚生労働省からのコメントを掲載しております。

13 ページ、「7. 食品表示関係」については、4 件報告されております。「千枚漬けの偽装表示について」、14 ページでございますが、「製造者固有記号の使用について」、15 ページでございますが、「アレルギー物質を含む食品表示について」、御意見がありました。

これらに対しまして、農林水産省や厚生労働省からのコメントを掲載しております。

「8. その他」については、9 件報告されております。「こんにやくゼリー対策について、監督官庁を決め、商品の基準を立法化する必要があるのではないか」という御意見がありました。

これに対しまして、「こんにやく入りゼリーによる窒息事故の再発防止については、消費者安全情報総括官会議の申合せに基づき、現在 政府一体となった取組が進められているところ」とコメントをしております。

17 ページでございますが、「食品安全モニター随時報告制度の活性化について」、御意見がありました。

これに対しまして、中ほどでございますが、随時報告を積極的に行っていただくために行っている取組を紹介するとともに、下の方でございますが、「引き続き、食品安全モニターの方々に、その使命や活動内容を御理解いただき、積極的に活動いただけるよう随時報告提出の働きかけや情報提供を行ってまいりたいと考えています」とコメントをしております。

18 ページでございますが、この外、「食の管理体制について」などの御意見があり、これらについても関係行政機関に回付しております。

報告は以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がございましたら、よろしく願いいたします。どうぞ。

◆廣瀬委員 6 ページの「3. 農薬関係」で、「農薬の必要性」というところですけども、私が秋田県の食品安全セミナーに参加したんですけども、ここの記載を見ていると、食品安全委員会の委員から、食品安全委員会の取組や農薬を例にしたリスク評価の方法についての説明があり、我が国での農薬の安全性が確保されていることが分かったと書いてあります。

ここ部分は良いのですが、次に、「その中で、農薬や化学肥料は不要との意見があったが」ということを書いてありますけれども、誤解を与えないといけないんですが、「その中で」というのは、私が説明した資料の中の話ではなくて、パネリストあるいは参加者の中に農協あるいはコープ、あるいは実際に農業に従事している方々がたくさんおられまして、そういう方々からの話ですので、くれぐれも誤解のようにお願いしたいと思います。

◆見上委員長 外に何かございますか。

モニターからの報告で、私も昨日、随分指摘しておいたんですけども、完全に間違っ  
て理解しているのが時々あるので、それはその都度、電話なり連絡をしてやらないと、食品安全委員会が間違っ  
た情報を受け入れていると受け取られると困りますので、その辺も  
よろしく願いいたします。

◆角田勸告報告課長 御指摘を踏まえまして、対応してまいりたいと思います。廣瀬委員  
からありました点は、「参加者から」という言葉を入れて、分かりやすいような書きぶり  
にしたいと思っております。

◆見上委員長 外に何かございますか。よろしいですか。

それでは、外に議事はございますか。

◆大久保総務課長 特にございません。

◆見上委員長 ありがとうございました。これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第 281 会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、4月16日（木曜日）14時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

また、来週13日（月曜日）14時から、化学物質・汚染物質専門調査会清涼飲料水部会が公開。

14日（火曜日）14時から、農薬専門調査会確認評価第二部会が非公開で開催される予定となっております。

どうもありがとうございました。

以上です。